

令和8年度東京都税制調査会第1回小委員会

令和8年5月22日（金）15：30～17：37

都庁第一本庁舎 33階特別会議室N6

【吉成税制調査課長】 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和8年度第1回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら御検討いただければと存じます。

また、本日は、飯島委員、金井委員、佐藤委員、松行委員は所用のため御欠席されております。

小委員会の開催に当たり、当調査会の設置要綱第6の3の規定により、小委員会の委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名することとなっております。小委員会の委員は、池上会長より、お手元の小委員会委員名簿のとおり御指名いただいております。

また、設置要綱第6の5の規定によりまして、池上会長より、諸富委員を小委員長に御指名いただいております。

年度当初ということもございますので、まず池上会長より一言御挨拶をお願いできればと考えております。それでは、池上会長、よろしくお願いいたします。

【池上会長】 池上でございます。よろしくお願いいたします。

先週5月14日に、東京都税制調査会第1回総会を開催いたしました。そこで今年度の検討事項が決定されております。今年度は、都税調の第9期の2年目に当たるわけでございます。昨年までの議論をベースとして、社会が直面する様々な変化に対応すべく、税制のあるべき姿をしっかりと議論してまいりたいと思います。

特に、総会のときにも申し上げたのですが、世の中と申しますか世界情勢は非常に大きく動いておりますし、国内を見ても、東京都をはじめとして、地方自治体が国といろいろな形での話し合いを行う場も設けられておりますので、そういう動きにも貢献できるような形で議論をできればと考えております。

今年度も、今、事務局からの発言にもありましたとおり、諸富先生を小委員長として、ぜひ、諸富先生を中心に様々な視点から活発に御議論いただいて、議論を更に充実したものにしていきたいと考えております。

小委員会の委員の皆様は、それぞれの分野で大変重責を担われて活躍されている方ばかりです。大変お忙しいこととは思いますが、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 ありがとうございました。

続きまして、諸富小委員長、御挨拶いただけますでしょうか。

【諸富小委員長】 小委員長を務めさせていただきます諸富でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この小委員会は、これまでも地方全体の立場、更には東京都の立場を踏まえた形で税制の諸課題について議論を進めてきたところでございます。今年度についても、様々な社会状況の変化を踏まえながら、幅広く、かつ、長期的な視点から、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充と安定的な地方税体系の在り方を念頭に置きつつ、地方税制のあるべき姿について検討を進めていきたいと思います。

後ほど事務局から御説明いただけたと思いますが、今年は既に、資料2に掲げられていますように、個人所得税からふるさと納税に至るまで非常に重要なトピックが控えておりまして、皆様の御知見をぜひ議論に提供いただき、活発な議論の場となるように小委員長としても務めてまいりたいと思います。皆様の御協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 ありがとうございました。

今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 では、私のほうで、以下、進行をさせていただきたいと思います。

はじめに、今年度の小委員会の議題について事務局より説明をお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 それでは、今年度の小委員会の議題について、御説明させていただきます。

はじめに、資料1「令和8年度検討事項等について（第1回総会決定）」を御覧ください。

こちらは、先日の第1回総会において決定いただいたものでございます。

検討事項は、「国際情勢、気候変動、技術革新をはじめとする様々な変化の中で、社会経済は大きな転換期を迎えている。こうした状況の下、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充と安定的な地方税体系のあり方を念頭に置きつつ、国の税制改革の動向等を見据え、地方法人課税等について検討する。加えて、収益手段の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方など直面する税制上の諸課題について検討を行う」としております。

これらの検討事項について御議論いただき、本年10月を目途に報告を取りまとめていただければと存じます。

次に、資料2「令和8年度東京都税制調査会 小委員会の議題（案）」を御覧ください。

こちらは、先ほど御説明申し上げました今年度の検討事項を踏まえて、議題と今後の予定を改めて記載したものでございます。

今年度は、「個人所得課税」「地方法人課税」「自動車関連税制」「固定資産税」「ふるさと納税」について御議論いただきたいと考えております。

今年度の小委員会は、本日を第1回としまして、10月までの間に5回程度の開催を考えておりまして、後半の小委員会において、「報告素案・報告案」について御議論いただいた上で、小委員会として最終の報告案を取りまとめていただきたいと考えております。

なお、こちらにお示ししました小委員会の回数や時期、議題につきましては、議論の進捗等に合わせて追加や変更を行うなど、今後、柔軟に選定させていただく場合がございますことを予め御了承いただきたいと思います。

また、小委員会の議事につきましては、運営要綱第3の1の規定によりまして、原則公開とさせていただいております。ただし、報告案の議論を行う回につきましては、報告公表後に議事録等を公開いたしますが、議事については非公開とさせていただいております。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局から御説明いただいた今年度の小委員会の議題について、御意見はございますでしょうか。挙手機能を使って意思表示いただければ、私のほうで指名をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

特段ございませんでしょうか。

もし、ないようでしたら、案のとおり進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日御検討いただく具体的な議題に入っていきます。

一点目は、個人所得課税についてであります。では、事務局より論点及び資料の説明をお願いいたします。

【吉野税制調査担当課長】 それでは、テーマⅠ「個人所得課税」について御説明いたします。

資料4の1ページを御覧ください。

論点は、「個人所得課税について、デジタル空間における経済活動の多様化・複雑化が一層進展している中、今後どうあるべきか」としています。

検討項目は、「SNSなどデジタル空間を活用した収益手段が増加する中、これまでの報告も踏まえ、納税者にとって分かりやすく公平な税制の在り方とはどのようなものか」としておりまして、一点目は「時代に即した所得の捕捉方法の検討」についてです。ここでは、第三者からの報告義務、所得区分等について御議論いただき

いと考えております。

二点目は、「個人事業税の課税方式の見直し」についてです。こちらは、課税対象事業の限定列举等について御議論いただきたいと考えております。

一点目の所得の捕捉につきましては、基本、国税の制度ではございますが、二点目で御議論いただく、地方税である個人事業税の課税対象にもなることから、事業所得の捕捉を中心に御議論いただきたいと考えております。

続きまして、資料について御説明いたします。

2 ページは、所得の申告から個人事業税の課税までの流れです。個人事業主が所得を税務署に申告、又は報酬の支払者が報告し、個人事業税の対象となる事業所得の情報が都道府県に連携されます。それを受け、都道府県は、法定70業種への該当と事業性の有無などを判断し、個人事業税を課税します。

3 ページは、デジタル空間を活用した経済活動に係る市場規模について、推移と将来予測を示したものです。市場規模は近年拡大しており、今後もその傾向は継続することが予測されています。

4 ページは、主な収益手段を整理したものです。まず、デジタル空間の活用形態により二つに分けられ、更に、事業内容や契約等により整理しておりますが、多様化していることがお分かりいただけるかと思います。

ここから次が、一つ目の検討項目、所得の捕捉に係る資料を説明させていただきます。

5 ページは、収益の把握手段です。第三者からの報告義務、決済経路に残る取引記録、自己申告の三つの手段により把握されます。

6 ページは、第三者からの報告義務の内容を具体的に整理しています。支払調書や源泉徴収は、発行・提出基準に関連して報告対象外となるケースがあります。

7 ページは、第三者からの報告義務をプラットフォームへ拡充することに関する現状や議論の紹介です。

8 ページは、自己申告の適正化について、所得区分を整理したものです。事業所得の判定基準の一つに、社会通念上「事業」の判定があり、昭和56年の最高裁判例がベースとなっています。

9 ページは、適正な申告を推進するため、申告利便性の向上に向けた国の取組の紹介です。

10 ページは、諸外国における所得の捕捉に係る制度をまとめたものです。韓国では、第三者からの報告を義務付けており、イギリス、アメリカでは、納税者に適正な申告を促す取組が実施されています。

次から、二つ目の検討項目に係る資料について説明させていただきます。

11 ページは、個人事業税の概要です。納税義務者は、法定70業種に限定され、税率は事業区分によって3～5%となっており、事業主控除は年間290万円となっております。

12 ページは、事業認定の流れです。事業性の認定は、事業所得と同様、昭和56年の最高裁判例をベースに行われております。

13 ページは法定70業種の一覧でございます。

14 ページは、認定業務の現状と課題を整理したものです。ギグ・ワーカーのように個人の事業形態の多様化により、事業性の認定が困難となっているものや、ユーチューバーのように、事業性は認められますが該当する法定業種が規定されていないため課税されないものがあり、課税判断の困難性、課税の公平性が課題となっております。

15 ページは再掲ですが、デジタル空間を活用した収益手段が多様化・複雑化し、70業種に一概には該当しないものが増えているということを示しております。

16 ページは、東京都における個人事業税の課税状況です。令和6年度の実績となりますが、国税局から連携された78万件の事業所得等データのうち、事業主控除の290万円を超えるものが約45万件でした。都はこれらを全件調査した結果、課税されるものが約20万件、対象外が約25万件となっております。

17ページは、個人事業税に関する本調査会のこれまでの報告をまとめたものです。直近、令和6年度の報告では、「課税の公平を確保するためには、課税対象事業の限定列举方式について、早急に、時代に即して見直しを行うべき」としています。

18ページは、個人事業税に関する、昨年度の東京都、九都県市、全国知事会からの国への提案要求をまとめたものです。それぞれで、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列举する現行の方式の見直しを求めています。事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

では、今説明いただいた論点について、概ねこれから60分程度で議論を行いたいと思います。御意見のある方は、先ほども申し上げましたが、手挙げ機能を使用していただけましたら私の方で指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

宮本委員、よろしくお願いします。

【宮本委員】 皆さんお考え中ということで、専門性があまりないところから少し一般的なコメントと質問をさせていただければと思います。

特に、個人所得税と個人事業税の認定を通しての区分けが前提にならないため、少し話を広げてしまうかもしれませんが、捕捉については、プラットフォーム等の第三者からの報告義務、クレジットカード等の決済事業者からの情報、それから本人の申告、この三位一体になると理解しております。EU等の場合は、プラットフォームに対して、課税対象としてのみならず様々な義務を求めるところが強いし、アメリカは、割と決済事業者に対して多くの役割を期待しているとも仄聞しております。

そうした中で、東京都として何をどこまでできるのかということなのですが、例えば、情報の提供に関してそれなりの役割を求めていく際に、アメリカ等は、事業収益の報告など結構細かい情報を求めて、情報提出がない場合は税率が一番高いところで求めていくといったこともやっているように聞いていますので、そんな方法に学んでもいいのかなと思います。

ただ、その前提として、日本法人からの情報提供はもちろん大事だと思うのですが、例えばユーチューブやアマゾンといったように、全体としては域外のプラットフォームになるときに、そこからの情報提供はどこまで求めることができるのか、何か制約や限界があるのかどうか。そのあたり、資料を拝見してはいたのですが少し分からなかったため、もし何か念頭に置いておくべきことがあれば教えていただければと思います。

それから、二つ目は、少し漠然としたものであり、非専門家として個人的に考えていることなのですが、やや本筋から離れるかもしれない。税制というのは、もちろん社会や多様な価値に対してニュートラルであるべきであるとともに、例えば所得税制における公正な社会、環境税制における自然環境の持続可能性といったように、社会のあるべき形ということに対しても税は大きな役割を果たしてきた。方向付ける役割を果たしてきたのではないかなと思うのです。そうした中で、こうしたデジタル的な環境、ネットワークの世界をどう形づくるかというのは、極めて重要な問題をはらんでいるのではないかなと思っています。

例えば、精緻なアルゴリズムで人々の欲望の形成をしてしまうといったことや、アフィリエイトサービスプロバイダー。つまり、物を欲しいと思う欲望についても、アフィリエイトやユーチューバーといった人たちを消費者が推しとして設定して、その推しのライフスタイルを演出することで、そこ同化したいという欲望を引き出すとかです。

あるいは、政治の場面では、言うまでもなく政治がコンテンツ化しているわけでありまして、動画の広告収入を求めるだけの目的で閲覧者が多いと思われる政治家等の動画が大量に作成されていって、政治的な意思表示というのを形づくってしまう。

ただ、消費社会の価値形成とか政治的な意思表示は、それぞれが非常にデリケートな領域であるがゆえに、な

かなかその介入は難しい場面であるとは思いますが、しかし、その中身によって本当に世の中がどうなってしまうか分からないぐらい、これまでの公正とか環境等に比しても非常に重要な内容を持っている領域であって、ここで税が何をできるのかということは、少し考えていく必要があるのではないかと思います。

先ほど言ったアフィリエイトサービスプロバイダー等の課税。ユーチューブ等は、コンテンツに口を出さないと言いつつ、やはり過激なコンテンツに対しては表出を難しくしたりしているわけであります。そのあたりに対して、例えば、政治動画の広告掲載を規制するみたいなこと含めて、何か税ができることというのがあるのか。今、特にどうこうという提案があるわけではないですが、今度の報告書の中でも、何か1行でも2行、そういった問題意識、問題関心を埋め込んでおくといいのではないかと思います。

後半の話が長くなってしまいましたが、前半の話について、もし事務局の方で、域外のプロバイダー、プラットフォームからの情報提供について、何か知っておくべきことがあれば教えていただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 両方の点とも非常に重要な論点を挙げていただきまして、ありがとうございます。

一点目は、せっかくの御指名ですので、もし事務局で、今、御回答ができることがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉野税制調査担当課長】 域外のプラットフォームまでは、なかなかこちら情報も把握できていないところですが、国際協力といったところで情報を得るといったことは聞いたことがございます。正確なところを把握しておりませんので、そのあたり、もし今後お調べできたら、また後日御回答できればと思っております。

【宮本委員】 了解です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今、宮本委員が挙げられた一点目。海外プラットフォームに対して、例えば、欧州やアメリカはどのようにやっているのか、もし委員の皆様で御存じの方、あるいは見解をお持ちの方がいらっしゃいましたら御発言いただきたいのですが、どうですか。

究極的には、今日はこの点については深く議論する形にはなっていませんが、それでも非常に重要。事業税を考えていく上でも、例えば、海外サービスプロバイダーと結ぶ形で事業を実施している場合に、所得の捕捉という点では重要な課題になってくるのです。そのときに、一つは、宮本委員がおっしゃった、情報提供をするだけではなくて、もう少し踏み込んで代理徴収する主体に指定をした上で、徴収義務をかけていくというようなことまで踏み込むかどうか、実際にそういうことがやられているかどうかという点について、本当はもう少し知った上で議論できればいいところなのですが、もし御存じのことがあればと思ってお尋ねさせていただきました。後でも構いません。もし御存じのことがあれば、御意見表明をいただければと思います。

宮本委員に御提起いただいた第二番目の点、これも根本問題であり、課税がどこまでできるかという大変興味深い問題提起です。せっかく重要な提起をいただきましたので、この機会に皆様の御意見を伺いたいところですがいかがでしょうか。時間の方はありますので。

ぱっと皆様から意見が出ないようですので、私の方から。

これも全然固まった考えではないですが、議論の流れからいうと、宮本委員がおっしゃった課税への考え方は、税金を財源調達的手段としてよりは、ある種の規制手段、規制手法の一種として捉えるやり方かなとお聞きしていました。税金のメインの考え方は、やはり財源調達手段ですので、なるべく経済に対して中立的、あるいは歪みをもたらさない形で収入をしっかりと確保するための手段ではありますが、昔からある程度、税を社会的統制の手段とする考え方はあったのです。

古くは、それこそ、私がやっている環境税は、正にそういった課税の考え方の流れに乗っています。関口委員はお詳しいかと思いますが、たしかニューディール政策が実行されていた時代では、ソーシャルコントロールと

という言葉が出てきまして、社会的に望ましくない行為や活動に対して規制税として課税を活用していく考え方が出てきた時代が結構前にあります。日本語では社会的統制課税という訳語が当てられていたと思います。企業が内部留保をため込んで、吐き出さないことによって世界大恐慌の一因になったというような議論もあったところ、内部留保への課税について、実際に実行していったということもございます。

そういう中で、今、宮本委員が御指摘になったように、様々なAIが人々の欲望をかき立てたり、ユーチューブを通じて政治誘導が行われたりすることになった場合、その判定を誰がどのようにするのか。つまり、悪質なものであって社会に有害な影響を及ぼす行為、経済学で言う外部不経済を与えているような行為に対して何らかの規制をかけるといったとき、規制というのは、法的規制もあれば、それ以外の規制もあれば、それに対して課税を行うという形で規制税として課税をしていくということがあると思います。

その場合に非常に重要なのは、何をもちて外部不経済をもたらし活動かということです。実際に課税する場合、例えばCO₂の排出であれば、CO₂の排出をモニタリングできればかけられるのですが、社会的に有害な影響を及ぼすということをまず判定する必要と、それをどのように捉えて課税するかという点で量的概念を確立する必要があります。それから、規制税をかけることの根拠について、他にも政策手段がある中で、なぜ課税を使うのかということについての論拠づけも必ず求められます。

アメリカがかつて導入した留保利潤税のときも、そういった議論がひとしきりありました。それから、実際に論拠等が確立したとしても、課税実務面で本当にそれが実行可能かという幾つかの論点は出てくると思います。しかし、考え方としては昔からありますし、その中に、宮本委員から提起いただいた問題を載せることができるかどうかという点が論点になるのではないかという感想を持ちました。

他に皆様、この論点では特にないでしょうか。もしなければ、皆様から引き続き御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 個人事業税の課税対象の判定のところについて、私も細かい規定と運用に明るくないので、基本的なところを教えてくださいたいと思います。

まず、今の資料でいきますと、8ページのところに、所得税法における事業所得の判定基準とその定義という箇所があって、過去の最高裁判所の判例に基づいて、「事業所得とは、自己の計算と危険において」云々という定義があり、その定義に基づいた判定基準が右側に書いてあります。14ページの方には、個人事業税における課税有無の判断についての御説明があって、要するに地方レベルで個人事業税を課税するときも改めて事業認定を行うわけですね。そのときの事業認定では、「反復継続性」をはじめとする四つの項目を個別に確認し、事業性の有無を判断すると書いてあります。質問はシンプルで、一つは、所得税の課税における事業所得の判定基準と、この個人事業税の事業認定の基準というのは、何かしら違うものなのか、それとも同じものなのかということです。

その上で、16ページにありますように、国税局の方から事業所得のデータが東京都や自治体の方に送られます。東京都の方でも個人事業税の課税対象となるかを判定するというときに、事業性の認定を再びするわけですね。同資料の右下に「対象外：25万件」とありますが、この25万件には、事業性はあるが70業種非該当のものもあれば、事業性がないと判断されたものもあると書かれています。そこで、二つ目の質問は、25万件の内訳、つまり事業性がないから対象外になったものと、事業性はあるが70業種非該当というものが、それぞれどれぐらいの数なのかと、その数がかもし近年変わっていれば、傾向なども教えていただければと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

高端委員、事務局への御質問ということでよろしいですね。

【高端委員】 もし、お詳しい委員の方がいらっしゃったら、委員の方に御教示いただいても全然構わないの

ですが。

【諸富小委員長】 了解しました。

そういうことですので、委員の方々からも御意見をいただきたいところですが、まず事務局から回答をいただいてよろしいですか。

【吉野税制調査担当課長】 基本的には、個人事業税の事業認定につきましても、最高裁判例をベースにして、事業性の有無を判断しています。言葉として違うところがあるかもしれないですが、考え方としては基本的に同じと認識しております。

【諸富小委員長】 およそ、どれぐらいの比率になっているかという点、二つに分かれた上で対象外となったものについての詳しい説明というのも御質問としてあったと思うのですが、この点はどうですか。

【渡部課税指導課長】 個人事業税の実務を担当しております課税指導課長の渡部と申します。

対象外の内訳ですが、事務を行う上で、課税対象になるものは細かくしっかりとデータも確認していくのですが、対象外になったものについては、細かいデータの把握はしていない状況です。そのため、対象外の25万件のうち、どういったものがあるか、件数として事業性のあるもので非該当、事業性のないもので対象外になるものがどれぐらいあるかというところの細かいデータは、実務上も課税する方に注力しなければいけないものですから、今のところ取ってはいないという状況でございます。

【高端委員】 ありがとうございます。

そうすると、現状の理解としては、所得税においても個人事業税においても、事業性の有無に関する判断基準は、一応考え方は同じだが、実務上はいろいろ微妙なところもある。そのため、東京都レベルで判定をしたときに、国税である所得税の方では事業性があると判断されたが、東京都の方では事業性がないと判断するケースがあるという理解でよろしいでしょうか。

あと、感覚的なものでも構わないのですが、この対象外の25万件のうち、事業性がないから対象外になったというのは、例外的な事例で非常に少ないのか、それともそれなりにあるのか、もし分かれば教えていただけたらと思います。

【諸富小委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【渡部課税指導課長】 数という面においてはなかなか申し上げるのは難しいですが、近年、所得税の申告の業種には、ユーチューバー、インフルエンサー、ティックトッカーといったものについて、事業者の方が自由に書くようになっています。そのため、そういった形で申告されたときに、中身を見ていくと、事業性はあるのだが法定業種に該当しないというのは、感覚的には増えているのではないかとこのところはございます。

【高端委員】 事業性がないと東京都で判断するケースというのは、先ほど申し上げたように、本当に少ないのか、それとも、一定程度あるものなののでしょうか。すみません。それだけお願いします。

【渡部課税指導課長】 数的に精緻なものは持っていないのですが、例えば、ギグ・ワーカーみたいな方々で、実際の契約の内容を見ていったときに、雇用契約に近いようなものがあつたりすると、そこは事業性がないのではないかといった判定をするケースはございます。ケースとしては、近年、ギグ・ワーカーなども一般的に増えているところもありますので、そういったところも少なからずあるのではないかと認識しています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、小西委員、挙手いただいているということで、御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【小西委員】 ありがとうございます。

私からは、先ほどの宮本先生からの一点目の御発言に関連してコメントをさせていただければと思います。EUやフランスに関して、私も詳細な情報は持ち合わせておらず、特に、外国のプラットフォーマーをどのようにEUが取り扱っているかは今後の課題だと思いました。フランスに関して少し調べたところ、例えば、Airbnbで

収益を上げるとか、Uber Eatsで若者が自転車をパリで走らせていたりするのですが、そういった形で働いている方に対する支払い、完全に納税者番号と紐づけられております。例えば、Uber Eatsは、その情報を税務側に必ず提出する義務があります。

それがどのようになるかという、フランスの個人所得税の申告は今の時期ですが、このときに自身のインターネットのサイトを開くと、既に所得が反映された形で、あとはクリックするだけで申告ができるという状況が生まれております。フランスでは確定申告は義務となっておりますので、確定申告をしなければ追っていかれる。そこに不正があれば、なぜ先方の報告と自身の報告とに差異があるのかを問われることになっております。

いただいた資料の中で疑問に感じたのは、「捕捉をする」という表現があるのですが、捕捉をした後に、納税者側にどういう義務が発生するのか。申告に基づいて所得が捕捉されるということになっているのですが、例えば、第三者が報告をしたときに、そこでずれが生じていたら、納税者側がどのように義務を負うとか罰則を受けるとか、そういったところかなり踏み込んでいかないと、捕捉をして課税ができないといったことが生じます。そのため、この捕捉というのをもうちょっと切り分けて考えていくべきなのではないかと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

捕捉について、自己申告に加えて、第三者から報告義務、決済経路に残る取引と資料5ページに書いていますね。これらを突き合わせていく中でずれが生じてくる場合について、今、小西委員より大変重要な御発言をいただきました。ありがとうございます。

今の点についても、他の委員も恐らく関心を持たれたりしているのではないかと思います、連続的に他の委員が発言された点について、自分もこう思うといった御発言をいただければと思います。

では、続きまして、阿部委員、よろしくお願いいたします。

【阿部委員】 ありがとうございます。阿部でございます。

個人事業税の課税については、法定業種ごとに税率が3、4、5%と規定されています。資料13ページにもありますように、業種認定では法定70業種が区分されておりますが、ユーチューバーといったプラットフォーム型のサービス提供者等における個人事業税の課税が問題となっていると認識しております。現行の法定業種の区分が明確になっていないことから、事業所得なのか、あるいは雑所得なのかという所得区分も重要な問題となっております。

その意味で、反復・継続的な対価かどうか事業性の判断において重要ですし、独立性という観点も所得区分において重要であると思います。そうすると、プラットフォームやユーチューバーといった役務提供者については、事業に該当する場合、それが法定業種のいずれに区分されるかが重要な論点になると思われます。

個人事業税については、地方公共団体による行政サービスの受益に応じた負担を求める応益的な性質を有する租税であると理解していますので、課税の公平の観点から、新たに拡大しているインフルエンサーやプラットフォーム型のサービス提供者を今後、個人事業税の課税対象としてどのように位置付ける必要があるかの議論が必要であると考えます。その場合、第1種事業から第3種事業中のいずれに位置付けられ、あるいは新たな業種を設けるかについても検討が必要ではないかと思われます。

先ほどの、昭和56年4月24日最高裁判決というのは、先例として、事業所得の判断基準が示されておりますので、個人事業税に関してもこの判断基準を前提としている点も理解できたところでございます。

消費税法においては、事業の規模に関係なく、事業の範囲は、所得税法よりも広く解釈されています。この点で、プラットフォーム型のサービス提供者等は、事業税の観点から、先にも述べたとおり、まずは法定業種の見直しを含め、課税の公平の観点から検討が必要ではないかと思われます。

【諸富小委員長】 重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、鴨田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【鴨田委員】 皆さんがおっしゃっていた16ページのところの、45万件全件調査というのは、非常に行政コストがかかって大変だと思うのです。それで、あとは70業種以外が非該当となってしまうと、やはり公平性に欠けるところがあると思うのです。私の考えとしては、全ての事業所得について課税する。ただ、政策的な面で、例えば、農業とか林業とかは今入っていないのですが、そういうものについては非課税にするとか、そういった方法もあるのではないかと思います。

質問なのですが、資料16ページに記載のある、「所得税の確定申告のうち事業所得等を都へ提供」という「等」には、不動産所得なども入っているのですよね。

それから、所得の把握ということなのですが、資料5ページの左側に「第三者からの報告義務」とあって、「報酬の支払者」から「税務署」へという流れがあります。この点、法人が法定調書を出すことは義務化されていますが、個人は義務化されていないため、この辺りも漏れがあるのではないかと。

報酬を受け取った者の自己申告というのは非常に重要になってくるのですが、なかなかこれを認識されていない方も多くて、そうであれば、本来だったら源泉徴収をした方が皆さん申告するのではないかと。還付も受けられますからね。ただ、今の所得税法では、源泉徴収の対象となる報酬は限定されていて、恐らく、ユーチューバーといった方は全然そういう対象になっていないので、その辺りも考えていかなければいけないのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、工藤委員、よろしくお願いします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

大変興味深い、かつ、重要なお話かと思います。

海外の事例というお話がございましたので、私からは、私が一番詳しいイタリアについて、いわゆる新しいタイプの職業といいますか、特に、デジタル系の新しい職業についての考え方が、現状どうなっているかお話ししたいと思います。

先ほどフランスの事例がございましたが、EUは基本的に最近、同じというか似たようなシステムになる傾向がございます。もともとイタリアの場合には、個人事業者の枠に入りますので、まず個人事業者の登録をする必要がございます。その際、いわゆるVATナンバー、付加価値税ナンバーを取得し、そのナンバーを全てのトランザクションのときに付与しなければいけない。逆を言えば、例えば、インフルエンサーの方が企業と契約して何かをするということになれば、その企業との契約の際にそのVATナンバーがつけられます。そのため、これは、いわゆる個人の納税者番号とは違って個人事業者だけにつけられるものですが、その付番から紐づけができることになっています。

それから、イタリアも実は日本と同じように、かつては個人事業者の職種が、基本的に限定列举型だったのですが、限定列举しては新しい職業に対応できないということで、今は本当に一律個人事業者として登録されるということになります。そういう意味では、個人事業主であれば基本的にVATナンバーを持っていて、何らかの収入・支出があるとき、大きな収入・支出があるときには、その番号を付番することで紐づけができる。

かつては確定申告も自己申告だったのですが、最近では、行政システム、いわゆるマイナンバー的なポータルができていますので、そこで基本的なトランザクションが捕捉される。ただ、もちろん、全部捕捉ができる状態までシステムが発達しておりませんので、確定申告の期間に自分で自己修正ができるといった形になっています。

そこについてはいろいろ議論もあって、最近ですと、例えばデジタルに関連して、職業とはなっていないが、副業的に、ゲームとかその他によって、ユーチューバーやVチューバーの方でも、企業との契約がない状態で、いわゆる投げ銭的なもので収入があるといったものについては、なかなかその実態が、本人にもあるいはシステム的にも捕捉できないということでいろいろ話題になっております。これについては、また別の機会に外形標準

課税のお話が出るといいますので、そこで改めてお伝えしたいと思うのですが、基本的には、その方の、例えば生活のレベル感とか収入全体の感じから一定程度捕捉するという方法が使われています。

これは、また別の機会にお話ししたいと思うので、本日は取りあえず、新しい職業といっても限定列举をむしろしない方向にあるということ、個人事業者として扱うということ、それから、VATナンバーである程度、収入・支出等についても捕捉しているということをお伝えしておきたいと思います。

取りあえず、情報提供ということで本日は以上でございます。

【諸富小委員長】 工藤委員、大変有益な御教示をいただきまして、ありがとうございます。

ちなみに、限定列举型をやめる方向と言っていたいたのですが、やめた場合、ざっくりと仕分けする形で、より包括的に分類をされていく方向になったのでしょうか。つまり、デジタルサービスに関わる職に就いている個人事業主が、何らかの形でどこかにはカバーされるような形に変わったということでしょうか。その点、もう少しだけ詳しくお教えてください。

【工藤委員】 詳細は私もまだ把握していないのですが、基本的に、限定列举について、今後、新しい職業として加えていくという方向は放棄したと理解しております。では、既存のどこかに入れたのかというと、私の理解では既存のものには入っていないくて、単なる個人事業主の一つであると。個人事業主の中に含まれるという非常にざっくりした考え方で議論しているようです。少なくとも私が把握しているのはそのようになります。

実は、いわゆるユーチューバーとかVチューバー、インフルエンサーといったものの少し前には、例えば、フリーランスのプログラマーの方とか、あるいはウェブデザイナーとか、こういったものが実は先に出てきました。彼らは、ざっくりとデジタル系の仕事といった括りになっていたため、恐らくは、そこの中には含まれると思うのですが、現状、例えばプログラマーとかウェブデザイナーの方が、一つのまとまった限定列举に入っているかという、私は把握していません。そのため、彼らが出てきた頃から、その細かい分類をある意味諦めたというのが恐らく現状ではないかと思います。これは、いろいろ研究者によっては議論があるところは知っていますが、実務的なところは細かく把握しておりませんので、次回までの宿題とさせていただきます。

以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

限定列举のリストに載らないから諦めるではなくて、どのようにやっているか、また御教示いただけるとのことですが、なるべくそれを含むようにしているという点が興味深い点ですね。日本にそれはできないのかと思いました。ありがとうございます。

それで、実は鴨田委員が、先程資料の16ページについて事務局に御質問をされていまして、事務局に振るのを失念してしましましてすみません。この点について、事務局より回答をいただけますか。

【吉野税制調査担当課長】 鴨田先生の御質問、16ページの国税局のところですね。「事業所得等を都へ提供」の「等」に不動産所得が含まれるかという御質問でしたが、御指摘のとおり不動産所得を含んでおります。

【諸富小委員長】 そういうことでよろしいですか。

鴨田委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

特になければ、引き続きまして土居委員、それから、関口委員の順番に指名させていただきます。土居委員、よろしく願いいたします。

【土居委員】 御説明、ありがとうございました。

今のディスカッションに関連して、限定列举するということですが、昭和の時代に、第1種、第2種、第3種と限定列举していて、今から思うと随分法令的な根拠が薄いと。例えば、消費税の軽減税率の対象品目だと、食品表示法上の食品が対象だが、そのうち酒税法に基づく酒類を除くといったように、他の法令に根拠づけられた形で対象を限定するということだと。さすがに、そこに判断の迷いのようなものはあまりないわけですが、個人

事業税の場合は、必ずそこまでの限定がないものが多いということです。当然ながら、この事業は法定事業の中に入るのか入らないのかという話が、絶えず判断がつかまとうということにならざるを得ないというところがあるのです。

限定列举しないという判断もあるかもしれませんが、これから全く個人事業税を払ったことがない人が個人事業税を払わなくてはならないということになれば、対象者が広がって、逆に税務手続的に相当大変なことが初期段階で起こるかもしれないということもあり得るため、限定列举するにすれば曖昧さが残っているのだが、そうかといって外すとすると、また別の課題が出てくるというところは踏まえたいといけなところではないかと思います。

それとともに、経済学の、新古典派経済学と言うべきかもしれませんが、資源配分の効率性から考えると、事業所得は所得税で課税されているのだから、またぞろ、個人事業主だからといって個人事業税を課すのかという疑問もなくはないわけですが、当然、事業所得は、ある種の操作可能性が高い。つまり、経費を多く見積もって利益を減らして、それで事業所得を減らすという操作可能性が給与所得よりかは高いというようなこととか、あとは捕捉が難しいとか、そういうような別の理由があつて、所得税とか個人住民税ではない形で個人事業税を課すということがあるとする。そうすると、その根拠をよりはっきりさせないと、対象業種を広げるということだけ言うとなると、二重課税とまでは言いませんが、個人住民税は、別途事業所得も含んで課している上に、事業所得に関しては個人事業税を課するという形になるというところについて、もちろん、所得税と法人税というそもそもの二つの課税の税目があるということとの対比ということではあるのですが、そこは、はっきり課税根拠を明確にしておかないと、対象業種を広げるにしても、その点は難しい問題があるかなと。

それと、もう一つは、ギグ・ワーカーが例示されており、既に指摘がありましたが、雇用類似のギグ・ワーカーもいるということになると、給与所得という形で受け取れば個人事業税は課されないが、事業所得として受け取ると個人事業税を課される可能性がある。こういうことになる点で、それを公平というのかどうなのかというところは、論点としては残されるところではないかなと思います。

【諸富小委員長】 大変重要な論点を挙げていただきまして、ありがとうございます。

関口委員からも手挙げをいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

【関口委員】 関口です。

この話、今日特に、事業税関係の話の中で、新たに所得捕捉の話をお出しいただいて、ますます個人事業税のパンドラの箱というか、そういった要素を付け加える形になったと思うので、どう議論していいかというのがかなり難しいと思っています。あえて切り分けるとした場合に、デジタル課税に関する話は、やはり国際課税系の方で話が進んでいて、そちらの対応が現在どうなっているのかということ、私も最近離れているのだが深めておかないといけない。例えば、消費税に関しても、登録事業者の国際課税上の話もあると思いますし、所得課税のほうでも国際課税という意味で話をしていることもあると思います。

更に言うと、いわゆる、欲望を促進するものをバズと捉えるかどうかとか、そういった観点も、どちらかというと、広めの話として、まずどういう議論があるのかということを整理した上で、今回は地方税なので、地方税の原理原則的なところからこの話をどう落とし込むかということをやっていく必要があるのではないかと思います。

その観点からすると、先ほど、土居先生から、どういう根拠で課税するのかというお話があったと思うが、伝統的には応益原則で、個人事業活動、事業に対して政府がサービスを提供しているということに対応するような税だということです。これは個人に限った話でもなく、この後出てくるであろう法人事業税についてもそういう説明がなされているということがございます。

そうすると、二点だけ述べます。1つ目は、事業活動地への帰属地みたいなものについて、地方税としては、

二拠点居住に対してどう対応していくのかとか、そういう話も最近出始めていると思います。そのため、事業活動地に関しても、これをどのように考えていくのかということもあるではないかと思っています。

二つ目は、事業活動を表す指標として、今の課税ベースがいいのかどうかということのも本当はあるかもしれない。これは、ある意味、技術的に可能かどうかという話というよりも、そもそも論としてどういう課税ベースが望ましいのかということは、少し意識はしておいていいかと思います。

最後は、業種を限定するという話のほうも、技術的に難しいからどうこうという話というよりも、基本は、事業活動をしている限りは税を課すというようなものが、公平性を担保するという意味ではありなのではないかと思っています。ただし、いろいろなことを考えるとすれば、今の制度で言うと、事業主控除的なもので外すような感じのことはあるかもしれないと思っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

これで、このセッションは一通り御意見をいただけたと思うのですが、今直近で、土居委員、関口委員がおっしゃったことは、この課税に関わる本質論に触れていらっしゃるし、非常に重要なところだと思います。もう一回そこを整理する必要があるのではないかと思います。

既に応益課税ということについては、複数の委員からも御発言していただいたところでありますし、地方税として、個人事業税が実行されているということは、何らかの地方政府の提供するサービスの対価だというように理解するのだとすると、土居委員が触れられた所得課税との関係という、おのずとすみ分けが生じるはずで。つまり、所得が発生するから課税するのか。それだと所得税と二重課税だと言われてしまうが、応益なのだから、究極、所得が発生していようがいまいが、応益を受けている限り課税根拠は発生するという理解もできますよね。そうだとすると、事業性をどこまでぎりぎり追求すべきなのかという問題も逆に生じます。

それから、範囲についても難しい議論がありますが、その意味では、法人事業税についても同じ議論があるというのは関口委員がおっしゃったとおりです。課税ベースに触れられていましたが、外形標準を拡大してきた経緯というのは、応益性の面を確保して、国税、法人税とは違う、利潤とは違う課税ベースに依拠しているのだということで課税ベースを異なるものにしてきたという経緯がございます。

そういう意味では、個人事業税についても、そもそも課税ベースをどう定義して、応益課税にふさわしい課税ベースにしていくかという問題があるのではないかと。その中で、限定70業種という話についても本当はしていないといけないのかもしれませんが。そのあたりの整理の仕方、報告書の取りまとめに向けて、少し、そのあたりについても議論していかないといけないと思いました。

各委員の皆様方、活発な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。池上会長に、このテーマについて、おまとめの御発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【池上会長】 皆さん、ありがとうございます。

この個人所得課税に関するテーマは、大きく二つに分かれています。一つはデジタル経済、デジタルエコノミーと呼ばれるような新しい経済活動、あるいは収益を上げる手段が出てきたことについて、その所得をどう捕捉するかという、これは、まさに国税、地方税を通じた問題ですので、もちろん、今日の資料の中にも、税務大学校論叢の論文から上がっている部分もあります。そういう意味では、当然、国税庁をはじめ、いわゆる国の課税当局でも議論されている問題だと思います。しかも、それが完全に解決した問題というわけではなくて、やはりいろいろなことに取り組まなければいけない問題だということになっているので、そういう、東京都だけではなくて、国、つまり国税も含んだ大きな問題が、今出てきているという点が一つあります。

それから、もう一つは、地方税の問題として、いわゆる個人事業税という問題が挙がっているわけです。いわゆる限定70業種を列挙しているという形が、先ほどヨーロッパの話もありましたとおり、限定70業種の名前を見ても、すごく古い区分になっていて、確かに、これだと当てはまらない業種が出てきてもおかしくないという

ころが非常にあります。

そういう意味で、今までの都税調の報告でも、例えば、2年前ですが、「課税の公平を確保するためには、課税対象事業の限定列举方式について、早急に、時代に即して見直しを行うべき」とあります。「具体的には、業種の限定列举を廃止し、事業性を有する全ての事業を課税対象とする」というように、もう限定列举はやめましようということを意見で書いています。

では、そうなったとすると当然、今までかかっていたいなかったものもかかるということになって、それについていろいろと意見が出てくるだろうということはある。ただ、先ほど、お話を伺っていると、国から来た75万件のうち、事業主控除を除いた分について、それでも45万件について全件調査をしている。ということは、これは東京都も行っていますが、他の道府県も行っているわけですね。そうしますと、まず、その基準が本当に同一なのかどうか分からないというのがある。しかも、個人事業主だからといって、別に一つの都道府県だけで事業を行っているとは限らないわけですし、いろいろ複数の都道府県で事業を行っている場合に、例えば、東京都ではかかっているが他の県ではかかっていないとか、こういうことも解釈が違ってくればあり得ない話ではない。

そうすると、これも一種、70業種で行っているからなのかもしれない。もちろん、それは課税の自主性を重んじるということでもいいのだという考え方はありますが、他方、それはやはり不公平なのではないかという考え方もあり得るわけです。そうしたところを考えると、この70業種への限定というのは、今日お話を伺っていても問題なのかなということを私としては思いました。

それから、もちろん、課税ベースそのものが所得ではなくなる可能性もあるのではないかな。これはもっと大きな話になりますので、そこについて触れるかどうかまだ分かりません。それから、先ほどの70業種の税率も、5%、4%、3%と三つあるわけです。それで、もし限定70業種をやめたときには単一税率にするのかという問題が出てくる。先ほどお話があったとおり、特別保護すべき業種については軽減、それこそ、業種別の軽減税率とか、あるいはゼロ税率みたいなこと。今、農業はそういう扱いになっているわけですが、そういうことをやっていくのかということころは、次に問題になってくると思います。ただ、その大前提として、限定70業種という問題があるということについては、私も、今日、お話を伺っていて改めて感じたところです。

今のところ以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。地方法人課税についてであります。

では、事務局から論点及び資料の説明をお願いします。

【吉成税制調査課長】 それでは、テーマⅡの「地方法人課税」について御説明いたします。

資料5の1ページを御覧ください。

論点は、「令和8年度与党税制改正大綱において、地方法人課税に係る追加措置の検討が示された。真の地方自治の確立に向け、地方法人課税はどうあるべきか」としております。

検討項目は二つございまして、一点目は「法人事業税の所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を更に高める措置」についてです。ここでは、応益原則や地方分権との整合性、そして、これまでのいわゆる「偏在是正」措置に対する評価等を踏まえ、御議論いただければと考えてございます。

二点目の検討項目でございしますが、こちらは「新たに法人事業税の資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする措置」についてです。こちらは、応益原則に加えまして、外形標準課税の意義やその導入経緯等を踏まえ御議論いただければと考えてございます。

続きまして、資料の御説明に移らせていただきます。なお、委員の皆様への事前説明から大きな変更点等はありません。

2ページ目を御覧ください。こちらは、地方法人課税の性格についてでございます。こちらは、総務省のホームページからの引用でございます。法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人が事業活動を行うに当たって地方団体の各種行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきという考え方に基づいて課税されるものとされております。一方、法人住民税は、地域社会の費用について、法人にも個人と同様に幅広く負担を求めるものとされております。

続きまして、3ページでございます。こちらは、本調査会がこれまでの報告で示してきました地方法人課税の意義についてでございます。地方法人課税は、地方自治体に不可欠な基幹税として、法人の事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した応益課税であることや、均衡の取れた税体系を構築するという観点からも重要であるなどとされております。

続きまして、4ページでございます。こちらは、法人税を含めた法人課税の概要についてでございます。

続きまして、5ページです。法人実効税率の推移を示したグラフです。平成16年時点では約40.69%であった実効税率が、現在は約30.62%となっております。税率引下げの内訳でございますが、地方税部分は約12.8%から、現在は約3.46%となっております。

続きまして、6ページでございます。こちらは、国税・地方税の税収内訳でございます。

続きまして、7ページです。こちらは、法人事業税及び法人住民税の税収の推移でございます。

続きまして、8ページでございます。こちらは、令和8年度与党税制改正大綱の一部抜粋でございます。

大綱では、東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となったことなどを理由に、地方法人課税における追加的な「偏在是正」措置の検討が明記されているところでございます。

続きまして、ここからは、主に一つ目の検討項目に係る資料についてでございます。

9ページ目、こちらは、地方法人課税のいわゆる「偏在是正」の主な経緯でございます。具体的には、平成20年度、26年度、28年度、令和元年度の、いわゆる「偏在是正」措置の概要と、東京都における影響額についてまとめております。

10～12ページ、こちらのページにつきましては、これらの措置の概要について図式化したものでございます。

続きまして、13ページです。こちらは、本調査会がこれまでの報告で示してきました、いわゆる「偏在是正」措置に対する評価についてでございます。「受益と負担」という地方税の重要な原則に反することや、地方分権の流れに逆行することなど、地方自治体の自主財源である地方税の縮小や、地方自治の根幹を脅かす等の問題意識が示されてきたところでございます。

続きまして、14ページでございます。こちらは、東京都への影響額を示したグラフです。令和8年度当初予算ベースで、年間1.6兆円の都税が国税化され、地方へ分配されております。累計といたしますと、12.6兆円となっております。

続きまして、15ページでございます。地方分権への影響についてです。国と地方の財源配分ですが、令和5年度決算では、歳出は国46%・地方54%となっておりますが、税収を見ますと、国63%・地方37%となっている状況でございます。更に、右側のグラフは租税収入に占める割合についてです。地方税は、平成20年度の約46%から令和5年度には約36%となっている状況でございます。

続きまして、16ページでございます。こちらは、人口1人当たりの一般財源額についてです。地方交付税等を加えた人口1人当たりの一般財源額で比較した場合、東京都は全国平均とほぼ同水準となっております。

続きまして、17ページでございます。こちらは、地方税収の全国的な推移についてでございます。地方税収は、近年、企業収益や消費支出の増加、地価の上昇等を背景に、決算ベースで4年連続過去最高を更新しております。令和6年度決算では、特別法人事業譲与税を含めて約47.6兆円に達しております。

続きまして、18ページは、全国ベースでの法人事業税の割別の税額推移でございます。所得割は景気変動に左

右されやすいのに対しまして、付加価値割・資本割は全国的に安定的に推移をしている状況でございます。

ここからは、主に二つ目の検討項目に関わる資料について御説明させていただきます。

19ページでございます。こちらは、外形標準課税の概要についてでございます。外形標準課税の意義の部分でございますが、総務省のホームページからの引用になりますが、外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から重要な意義を有しているとされております。

続きまして、20ページでございます。こちらは、外形標準課税の税率改正の経緯でございます。平成16年の導入時から、27年・28年の改正を経まして、外形標準課税の割合は段階的に拡大されてきているという状況でございます。

続きまして、21ページ。こちらは、外形標準課税導入までの主な検討経緯でございます。

続きまして、22ページでございます。こちらは、導入までの制度設計過程についてでございます。

旧自治省案の外形基準は「事業規模額」を基本とするものでしたが、賃金課税となることへの懸念や担税力への配慮から、資本等の金額を含めた総務省案が示されたという過程を経まして、平成16年4月から制度が適用されることとなっております。

続きまして、23ページでございます。こちらは、本調査会がこれまでの報告で示してきました外形標準課税の意義等についてでございます。外形標準課税は、応益課税としての事業税の性格を明確化するとともに、法人の事業活動規模に応じた、薄く広い課税により公平性を確保するもの。また、税収の安定化に寄与しているとされております。

事務局からの資料説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました論点について、おおむね30分程度で御議論いただきたいと思います。御意見のある方は挙手機能で合図をお願いいたします。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いします。

土居委員から御発言の合図をいただいているということで、土居委員、よろしくお願いいたします。

【土居委員】 御説明、どうもありがとうございました。

また偏在是正を求める声が高まってきていて、なかなか東京の言い分を聞いてもらえないなという非常にもどかしい思いをしております。また、弥縫策的な偏在是正をするのかと。当然、与党税制改正大綱があるので、検討しないはずはないと思うが、企業業績が過去最高益を上げるというような局面においては、当然ながら、法人住民税、法人事業税の税収が増えていくことを捉えて、また偏在是正だというのは、弥縫策を繰り返しているだけにすぎないと思います。

特に今回は、平成20年のときの環境と随分違うのは、埼玉、千葉、神奈川からもかなり強い要請が来ているということで、平成20年のときよりも更になかなか抗しがたいところがあるという気はしています。ただ、それを、弥縫策的な是正措置にしてしまうというのは本末転倒だと思っていて、むしろ、こういう偏在是正を求める動き対して、東京都から、何ゆえ東京都はその税収が必要なのかということをしきりと訴えていく必要があるのではないかと思います。

しばしの間、税制調査会のトーンから外れますが、当然、首都ならではの財政需要があるというのはそのとおりなのだが、どうも46道府県は、その主張が全く腑に落ちてないところがあり、もう少し、この財政需要については、46道府県にきちんと納得してもらえるような主張を強くしていくべきではないか。

場合によっては、当然、税制調査会なのでこのようなことを言うてはいけないのかもしれませんが、他の道府県の方々にもメリットがあるような事業を東京都がきちんとやっていかないと、それが無いがゆえに偏在是正措置の話に責任転嫁されている感じになっているのではないかと思います。

私が素人でも思いつくような話で言えば、例えば、首都高の渋滞緩和とか、路線の拡張とかをすると、もちろん都民も恩恵を直接に受けるわけですが、そこを通して物流が北日本から西日本とかその逆とか、そういった形で他の都道府県の方々にも恩恵が及ぶと。このようなことに東京都が積極的に税金を使っていく姿勢を示すことを通じて、これだけ税金が上がっているということだが、東京都はきちんと他の道府県のことを考えているのだと訴えることは、偏在是正措置を求める声を弱めることに貢献するのではないかと思います。

当然、東京都に、他の道府県の住民のことを考える義理も義務もないわけで、そうしていないから、怠慢だとは全く思いませんが、あまりにも強烈な偏在是正措置の要求というのが、過去最高と言っていいぐらい高まっていることに対しては、単に、税制だけいじって何とかこれをしのげばいいという話ではない。そのため、もう少し、せっかく入っている東京都の税金をより有効に活用する方法というのも、税制調査会の矩を躓えてしましますが、併せて考えていかないと、偏在是正だけ、これは東京都の税金で必要不可欠なので譲れないということだけ言うのは、少しパワフルではないなと思うわけです。

もちろん、これまでも東京都税制調査会から偏在是正措置に対しての発信をしており、それを引き続き掲げ続けるということはしていかなければいけないことではないかと思っていますが、その中で、できるだけ東京都は、その受益と負担という地方税の重要な原則を積極的に訴える、しかも、法人課税の中で訴えるということがもう少し必要になってくるというのが、今の局面なのではないかと思っています。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

偏在是正の論点について、今後、どのように東京都は論点を出していけばいいのかという点について、新たな視点から御発言をいただきました。ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 ありがとうございます。

今の御意見で、偏在是正の要請がありますが、第一回総会のプレゼンにもありましたように、産業の発展の観点から、東京都が一定程度の偏在性を有し、そして、都市の集積という必要性からも、重要な存在であるということ説得力を持って説明できるということも必要ではないかと感じました。御意見、ありがとうございます。

私からは一点だけ、細かいというか、原則的な話のところについてのコメントになって恐縮なのですが、資料19ページの外形標準課税の話です。

概要で、外形標準課税の意義について「応益課税としての事業税の性格の明確化」とあるのですが、この制度の中には、応能課税の方の考慮が基本的にあった上での話になっていると思います。特に、資本金が1億円以下の法人については課税対象から除かれており、徴収猶予では、3年以上連続して所得がない法人が対象となりますので、原則として応益課税の性格の明確化とは言っているのですが、現実問題として、応能課税といったところが一つあるのではないかと思います。税負担の公平性の確保とか言っていますが、このあたりの説明のバランスはきちんと考慮した上で説明していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

事務局によるこの資料の説明を補完するような形で御指摘いただきまして、ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 先ほどの土居委員のお話に少し関連して、偏在是正をどう捉えればということと、東京都として何を言うべきかということに関してですが、基本的には、この偏在是正は、まさに土居委員がおっしゃるとお

り弥縫策にすぎない。地方の課税権をある意味侵食するような面も当然あるので、東京都の主張というのは、当然間違っていないし、それを主張することは正当なわけです。ただ、御存じのとおり、地方交付税制度の方で、いわゆる超過財源のところを調整しようがなく、その超過財源の全国合計の8割以上が東京都区の分になっています。このように、地方交付税制度が、言わば東京一極集中にうまく対応できない限り、偏在是正という弥縫策によらざるを得ないという、総務省から見ればそういう図式なのだろうと思います。

ここ2年ぐらい、埼玉、千葉、神奈川という、比較的都市的で財源調達力が高いはずの隣接3県から特に財源格差の問題提起がされているという状況については、結局のところ、東京都が、介護人材確保や子育て支援、水道料金の無償化等の言わばベーシックな、生活に非常に直結するようなサービスのところで積極的に政策を展開されている。それ自体は、東京都はもちろん都民のニーズに応えるためにやっているだけですが、そういうベーシックなサービスの部分で、特に隣県で東京都との格差というのが際立つようになってしまっているからこそ、こういう問題が提起されています。

東京都に隣接している市にある介護事業所の方などの話を聞いても、とにかく人材確保ができなかったり、子育て世帯がどこに住むかという選択の部分でも、かなり子供・子育てのところの施策に差があったり、地理的に隣接するからこそ非常に切迫した形で、ある種の格差が際立ってきてしまっている状況だと思います。

しかし、東京都としては、別に独自施策をやることに何ら問題はないわけです。それよりも、結果として、ベーシックなサービスのところでそれだけ大きな格差が出てしまうというのは、例えば介護保険制度とか、あるいは子ども・子育て支援についての国の方の財源責任、つまり、介護報酬の充実とか、そういうベーシックなところにおいて、国の財源責任をもう少しきちんと東京都が問うてもいいのではないかと思います。

つまり、ベーシックなところがきちんと満たされている限りは、東京都との格差がここまで隣県において問題視されることはないのではないかと。例えば、介護人材が確保できないという話も、当然、介護保険制度の中で、各事業者が十分な賃上げとか待遇の改善ができないような介護報酬になっているから、東京都は独自の施策を打つわけですが、それが東京都のようにできないところは本当に事業者が困ってしまうわけです。東京都として、今まであまり言っていないのではと思うのですが、一つ主張すべきこととして、もう少し対人社会サービスを中心にしたところの国としての財源責任を果たすべきというところは主張してもいいのではないかと最近感じております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

最後におっしゃった、国の財源責任を問うてもいいのではないかとこの御提言でございました。ありがとうございます。

他の委員からも御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 ありがとうございます。

資料23ページについては、今後、東京都として外形標準課税を更に重視していくという方向性が示されているように思われます。現状では、所得割と外形標準である付加価値割及び資本割との組み合わせで構成されておりますが、所得割の比重を小さくし、付加価値割や資本割といった外形標準の比準を大きくする方向で東京都として検討すべきと考えていらっしゃるのでしょうか。

加えて、資本割との関係では、例えば、減資によって資本金を小さくすることなどにより、外形標準課税を回避するケースもあると思いますが、このような場合、どのように対処すべきかなど何かお考えはあるのでしょうか。外形標準課税の論点としてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

御質問を事務局に対していただきましたので、今の点、外形標準課税の拡充の方向性について、もう少し具体的に、どのように事務局としては、この資料作成において考えられたのかということについて説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 御質問、ありがとうございます。

税率改正の経緯の資料を載せているところでございますが、都として、外形の拡大を目指しているという趣旨で載せているわけではございません。これまでの改正の経緯というところで、事実ベースで載せさせていただいているというところでございます。

【阿部委員】 ありがとうございます。

そうすると、安定的な税収の確保という観点からは、所得割よりも外形標準課税の比重を高めることによって税収の安定性を図るという趣旨であると理解しております。他方で、法人によっては外形標準課税を回避しようとする動きも考えられるところです。そのような点を踏まえ、所得割と外形標準である付加価値割・資本割とのバランスや税率の設定も重要な論点になるのではないかと思います。今後、税率のあり方についても併せて検討していくという理解でよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 事務局に御確認をされたいということではよろしいのですか。

【阿部委員】 はい。御意見がございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 では、事務局よりお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 税率や外形の拡大ということで今回検討しているということではなく、今回、地方法人課税の与党税制改正大綱のところで、資本割を対象にするという記載がされており、これまでの改正経緯というところで載せさせていただいています。

【阿部委員】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 阿部委員、よろしいですか。

他にはございますでしょうか。

小西委員どうぞ。

【小西委員】

先ほど、高端委員がおっしゃった、都と周辺の県でサービスの格差がある中で、国に財源の確保や格差の是正を求めていくのは、あるべき姿と思います。資料の18ページに法人事業税の税収の推移が出ていますが、その中で、所得割及び収入割を含む合計のところが伸びてきていることを踏まえ、与党税制改正大綱において所得割及び収入割における譲与税の割合を高めていくことが出てきていると思うのですが、資本割が新たな措置の対象になったのはなぜなのでしょう。

というのは、今、外形逃れなどがあり、外形標準課税を取りにくくなっていく中で、資本割は所得割と比べるとあまり増えておらず、資本割がなぜ対象になったのか、もし御存じの方がいたら教えていただきたいと思います。

【諸富小委員長】 御質問ということで、委員の方でお詳しい方がいれば委員の方でも構いませんし、いかがでしょうか。あるいは事務局からお答えいただくのがよろしいでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 資本割につきましては、資本金等を指標として事業規模に応じて課税するという趣旨ではないかと思いますが、この理解でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ここを引き下げるかどうかというときに、引き下げると、当然中小企業さんが反対する話がよく出ているところを見ると、小規模・中小規模企業を資本金で線を引いて、基本的に規模の大きい企業に課税対象を絞るための

閾値として使われている感じが強いですね。私もそう思っています。

事務局から何かこの点についてございますか。

【岸税制課長】 税制課長の岸と申します。御質問、ありがとうございます。

今、先生から御質問いただいたとおり、なぜこの外形の部分で、今回の与党大綱で、いわゆる「偏在是正」の追加措置の対象とされたのかについては、唐突に出てきたものであって、東京都としても、どのような根拠で、どのような理由でこれを対象とするのか、正直なところ、分かっていないというのが現状でございます。

果たして、偏在の追加の措置をしていくような理論的な根拠というのがあるのかというところに、そもそも我々としては疑問を持っておりまして、都税調におかれましては、是非、有識者の皆様から、この辺りの御議論等もいただきたいと考えているところでございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、およそこのテーマについて、皆様、御発言されたということでよろしいでしょうか。もし他に御発言がないのであれば、まとめとして会長に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 皆さん、ありがとうございました。

過去の報告は、私も大体関わっておりますので、そのときそのときの文章についての意味はそれぞれよく分かります。資本割のところから先に言いますと、基本的に、都税調の報告の中で、外形標準課税を拡大した方がいいという議論をやっていたのは、やはり税制の安定性の話だったと思います。所得は変動性が大きいので、資本はそう簡単には変わらないし、付加価値の方が所得よりは変動性は小さいということで言ったのだと思います。

そういうことで、実際に、外形標準課税の割合は、この資料で言うと20ページのとおり拡大しているのです。ただし、なぜ資本割が今回、俗に言う「偏在是正」措置の対象になったのかというと、おそらく、資本という課税ベースが東京都内になかなかたくさんあるからだ。そういう意味での集中が見られるからということだと思います。ところが、20ページの真ん中の図を見ると、平成26年度までの資本割の税率が0.2%。それが、0.3%、0.4%、0.5%と拡大しています。ということは、東京都に税収が集中するような改正を国が行ってきたということです。そのような改正を行って来ておいて、それでは資本割を取り上げましょうという話ですから、言っていることが矛盾しています。つまり、集中させておいて取るという考え方です。付加価値割の方は、それに比べると集中度は小さいはずですが、急に態度が変わっているというところが、非常に不自然な感じがします。

それから、これまで御発言いただいた点は、それぞれ貴重だと思いました。東京都としての特有の、例えば首都としての財政需要、あるいは広域的な貢献といったことにつきましては、皆さん御存じかと思いますが、国と東京都の協議会の第一回が4月10日に行われております。そこで配られた資料も公表されておいて、私も拝見しましたが、その中で見ますと、例えば、東京都が提出した資料の中では、都が担う行政サービスの範囲は他道府県に比べて格段に広い、首都特有の行政需要が存在する、首都のレジリエンスを高めることが国力に直結する、東京都は地方との連携を通じて全国発展に貢献している等、いろいろなことが主張されております。ただし、これは、パワーポイントのスライドのような形ですので、それぞれを更に詳しく見ないと分からないのですが、そういうスローガ的なところについては更に深掘りしていくことが必要ではないかというのが、今日の問題提起としてあったと思います。

それから、もう一つ、東京に隣接する県の方々が、東京都から税収を持ってきてほしいといったことを言われている話ですが、伺っていますと、東京都に税収がたくさんあり過ぎて、そのお金を使って東京都が悪いことをしているというのであれば話は分かるのです。そうであれば、それはやめろと言えればいい話なのですが、そうは言っていないのです。東京都がやっていることはどれもいいことだから私達もやりたい。しかし、私達にはお金がない。そのため何とかしてほしいといったときに、先ほどお話がありまして、そのときのサービスの財源保障をする責任は誰にあるのか。東京都にあるという主張は少し不自然なところがあって、先ほど高端

委員からお話があったとおり、そもそも財源保障責任を担っているのは国ではないか。地方交付税の制度はそういう趣旨で成り立っているわけですので。

そういったときに、どこからお金を持ってくるか。とはいえ、国だって財政がそれほど楽ではないのだからどうするのだということで、次の問題になってくるのですが、東京都から持ってこようというのは、確かに短絡的であると感じております。

そういうことも含めて、本来あるべきサービス水準、あるいは、どこの団体についても標準的なサービスとして認められるべきサービスということであれば、それは徐々に財源保障していくことになるので、そういったやり方をどこに求めるかという議論をしていくのだと思います。

それから、先ほどの、例えば子育て関連の公共サービスになりますと、先日の総会での中川先生の御講演にもありました、独身のときは東京都内にいて、子育てのときに周りの県に引っ越す人も相当数いるという話です。その理由が、要するに、東京都内は、公共サービスではなくて、そもそも生活コストが高いからであるということになってくると、全体としての生活コストを考えたときに、東京が特別有利なことを行っていると言えるのか、という気もするわけです。全体のコストを考えるということが恐らく必要なのです。

そういう意味でも、総会での中川先生の御講演はいろいろ参考にすべきところがあったと思いますし、今日の御発言もそれぞれ重要ですので、そういうことを含めて、都税調としてどういうことを言えるのか、これから更に議論していければと思いました。

今日のところは以上です。

【諸富小委員長】 おまとめの発言をいただきまして、ありがとうございます。

以上で二つの大きな論点、議題2と議題3についての議論をすることができたと思います。今日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

では最後に、事務局から事務連絡及び次回の日程などの説明をお願いいたします。

【吉成税制調査課長】 本日の議事録ですが、後日ホームページに公表いたします。掲載前の発言内容の御確認をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。

次回は、6月30日火曜日、10時から12時まで2時間の予定で開催させていただきます。会場につきましては、決まり次第御連絡いたします。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議題をこれにて終了いたします。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第1回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —